

平成25年9月

篠栗町議会第3回定例会

会 議 錄

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月9日(月)～20日(金) 12日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘要
第1日	9	9	月	本会議	午前10時	開会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案等の委員会付託 ・採決
第2日	9	10	火	考案日		
第3日	9	11	水	本会議	午前10時	・一般質問
第4日	9	12	木	条例委員会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	13	金	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	14	土	休会		閉会
第7日	9	15	日	休会		閉会
第8日	9	16	月	休会		閉会
第9日	9	17	火	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	18	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第11日	9	19	木	予備日		
第12日	9	20	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉会

平成25年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年9月9日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 4番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願の報告

第5, 議案等の委員会付託について

第6, 議案第37号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第7, 議案第38号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
39	篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定について	文教厚生常任委員会
40	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設常任委員会
41	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
42	篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
43	篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
44	平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
45	平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
46	平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
47	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
48	平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算特別委員会
49	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会
50	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算特別委員会
51	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会
52	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会

請願文書表

請願番号	受理年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
2	平成25年8月28日	<p>「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所)篠栗町大字和田910-175 (氏名)一ノ瀬 治茂</p> <p>紹介議員: 飯田 浩二 村瀬 敬太郎</p>	文教厚生常任委員会

平成25年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年9月11日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	4番	横山 久義	議員
2.	2番	飯田 浩二	議員
3.	5番	大楠 英志	議員
4.	11番	後藤 百合子	議員
5.	12番	荒牧 泰範	議員
6.	1番	村瀬 敬太郎	議員

平成25年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年9月20日(金)午前10時開議

第1, 議案第39号 篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定について

第2, 議案第40号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

第3, 議案第41号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4, 議案第42号 篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5, 議案第43号 篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6, 議案第44号 平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

第7, 議案第45号 平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第8, 議案第46号 平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第9, 議案第47号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10, 議案第48号 平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第11, 議案第49号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について

第12, 議案第50号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第13, 議案第51号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第14, 議案第52号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 第15, 選 挙 案 号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について
第 1 号
- 第16, 請 願 2 号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 第17, 意 見 書 案 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
第 1 号
- 第18, 意 見 書 案 号 道州制導入に断固反対する意見書
第 2 号
- 第19, 発 議 第 4 号 篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第20, 発 議 第 5 号 横山久義議員に対し反省を求める決議
- 第21, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成25年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月9日(開会)

平成25年 第3回 定例会 会議録

日時 平成25年9月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	4番	横山 久義
5番	大楠 英志	6番	草場 謙次	7番	阿部 寛治
8番	松田 國守	9番	今泉 正敏	10番	阿高 紀幸
11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範		

欠席議員

3番 今長谷 武和

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、今長谷武和議員が体調不良のため欠席でございますが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成 25 年第 3 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の所管事務の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 2 番、飯田浩二議員、4 番、横山久義議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から 9 月 20 日までの 12 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から 9 月 20 日までの 12 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第 37 号から議案第 52 号までの計 16 議案と選挙案 1 件、請願 1 件でございます。

それでは、議案第 37 号から議案第 52 号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成 25 年第 3 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

ことしの猛暑は記録づくめでございました。福岡市では気温 35 度以上の猛暑日

が 30 日間と全国 8 番目を記録し、平均気温 30 度以上の日数は 41 日と、沖縄県石垣島を抜いて全国 1 位の暑さでございました。地球温暖化と言われて久しいとはいえ、ことしのような暑さは勘弁してほしいと思うのが実感でございます。

そうした猛暑と決別するかのように、台風 15 号、17 号と秋雨前線の影響で、8 月 30 日からの 6 日間は大雨洪水警報や大雨警報が続き、4 年前に大きな災害を受けた我が町といたしましては、土砂災害の発生を大変心配いたしました。本日の本会議後の議会全員協議会の中で御報告いたしますが、町内の山間部を中心に大小 16 カ所の土砂崩れや道路の崩壊等が発生し、緊急に復旧作業を開始しているところでございます。

では、議案の説明に入ります前に、6 月議会以降の諸情勢報告をいたしますが、まず、昨日は早朝に、2020 年オリンピック東京開催決定のニュースが飛び込んでまいりました。私も、オリンピック招致を応援していた一人として大変うれしく思っておりますし、7 年後に向かた日本中の盛り上がりに大いに期待するものであります。

昨日、オリンピック開催決定の特別番組が各局で放送されていた中、東京オリンピックの最終聖火ランナー、坂井義則氏のインタビューが大変印象的でございました。聖火ランナーといえば、当時 19 歳だった郡嶋教育長は、八木山から篠栗まで聖火をつないだ方であります。御存じの方も多いと思いますが、坂井氏は、1945 年 8 月 6 日、原子爆弾が広島に投下されたその日に広島県で生まれた方です。彼は、「日本で、東京で再び開催される平和の祭典としてのオリンピックの意義をしつかり考えなければならない」と、力強く語っておられました。

私は、世界平和宣言の町の長として世界平和市長会議の会員となっておりますが、去る 8 月 6 日、初めて広島での平和記念式典に参列いたしました。式典には想像以上に世界各国から多くの方々が参列し、祈りをささげていらっしゃいました。

被曝 2 世の松井一實広島市長は平和宣言の中で、「無差別に罪もない多くの市民の命を奪い、人々の人生をも一変させ、また、終生にわたり心身をさいなみ続ける原爆は非人道兵器のきわみであり、『絶対悪』です。原爆の地獄を知る被爆者は、その『絶対悪』に挑んでいきます」（中略）「世界中の偽政者の皆さん、いつまで疑心暗鬼に陥っているのですか。威嚇によって国の安全を守り続けることができると思っているのですか」と力強く訴えられました。私は、当日の安倍総理大臣の挨拶よりも、日本の一自治体である広島市の松井市長の世界に向けて発信した平和宣言のほうが強烈に印象に残りました。

戦後世代が社会の中心となってきた現在において、戦争のない平和な世界を実現しようとの発信は、我が町篠栗町からもできるはずであります。ぜひ、議会とともに核のない平和な世界の実現に向けた行動を継続して行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、篠栗町災害時の緊急対策工事等に関する協定書の件でございます。

本年議会第2回定例会の諸情勢報告でお話をしておりました「篠栗町災害時の緊急対策工事等に関する協定書」につきましては、町内業者8社と締結する運びとなりました。これは、災害時において町が管理する道路・河川等の緊急対策工事の発注と施工に必要な事務手続のうち、事前にできることを協定として合意いただくことで、広く的確な応急復旧活動を展開できるようにするとともに、平常時から事業者の皆様に、地域防災に資する自主的な活動の協力を願う協定書であります。今後、有効に機能させたいと考えております。

次に、土砂災害警戒区域等の指定についての住民説明会に関する件でございます。

既に、9月の広報ささぐりで御案内しておりますが、10月7日に「土砂災害警戒区域等の指定についての住民説明会」を開催いたします。これは土砂災害防止法の施行に基づき、土砂災害が発生する恐れのある区域を指定して、危険性の周知を行い、警戒避難体制の整備を推進するとともに、危険な開発行為の制限や建築物の構造規制などにより、住民の生命・身体を守ろうとするものであります。

今回、基礎調査が終了したことから、制定予定地内にお住まいの方などを対象に住民説明会を行うもので、福岡県県土整備部から説明を受けることとしております。

さて、さきの総選挙において自公政権が復活し、7月に行われた参議院議員選挙での自公の大勝によって、今後、安定的な政権運営が予測されるところであります。が、8月に開催されました福岡県町村会中央研修での政局展望の講演で、大勝したときからおごりが始まるこれを警戒しなければならないとのお話をありました。国会運営がスムーズにいくと判断する中で、ともすれば、ごり押しと思えるような法案が提出され、実のある審議がなされないままに法案が通過してしまうこともあるかもしれません。多くは基礎自治体である私たちに直結した法案であることから、ぜひアンテナをしっかりと張って、「ならぬものはならぬ」と意見をいい続けるべきであるとのお話をありました。もっともでございます。

アベノミクスの「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢が的確に機能し、国内全体にその効果が広がるように、

私も、そして議会議員の皆様方も、我が国の方針を定める国会運営の状況について、これまで以上に関心を持ち続けなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私の3期目も、早くも1年が経過しようとしております。この4年間で篠栗町の新たな個性を創造するとの思いで行政運営に当たっておりますが、ことし1年はその方向性を定め、幾つか種まきを始めました。残り3年2カ月間の中で形ができ、あるいは方向性がしっかりと見えるように進めてまいりたいと考えております。

「自治」とは、そして「まちづくり」とはと自問を繰り返し、地域の諸課題に対する自治体としての町の対応が間違った方向に踏み外さないように、地域住民の真のニーズをできるだけ迅速機敏に察知し、対応できる自治を目指して進めてまいります。

あわせて、自治概念の限界を取り払うべく、「まちづくりは町ぐるみで行ってこそ成功する」との信念のもとに、町民の皆さん的心に火をつけ、そしてまた、そうした思いの町民の皆様によって町職員の心にも火がつき、その炎が燃え盛っていく、こうした篠栗町にしてまいりたいと考えておりますので、今後とも議会の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議案についての説明を行います。

本定例会に提案しております議案は、議案第37号から議案第52号までの16議案であります。

議案第37号及び議案第38号の2議案は、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

議案第37号は、現委員の藤井美枝子氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに岡 節子氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号は、現委員の藤 憲作氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに松本秀治氏を選任することについて、同規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第39号は、篠栗町子ども子育て支援会議条例の制定についてであります。

本議案は、子ども子育て支援法が平成24年8月に公布され、平成25年4月1日に一部施行されたことに伴い、市町村に設置することを努力義務とされた合議制機関について条例で定める必要があると判断したため、本条例を制定するものであります。

議案第40号及び議案第41号の2議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年4月1日から施行されたことにより、関係政省令の一部が改正され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、金融所得課税の一体化及び個人住民税の年金特別徴収制度の見直しを定めたものであります。

議案第41号は、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、特定公社債等の利子等に係る利子所得を申告分離課税の対象へ追加すること及び株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度を上場株式と一般株式に改組することを定めたものであります。

議案第42号、篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は、いずれも地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年4月1日から施行されたことにより、関係政省令の一部が改正され、平成26年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、延滞金に係る特例基準の見直しにより、延滞金の割合を引き下げるものであります。

議案第44号から議案第47号までの4議案は、平成24年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第44号は、平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第45号は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第46号は、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第47号は、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

以上、4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第48号は、平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金のうち300万円を減債積立金へ積み立てるもの及び平成24年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

議案第49号は、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案は、平成25年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ7億4,822万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億8,153万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成24年度に確定しました繰越金1億7,135万1,000円を増額するほか、主なものといたしまして、国庫支出金433万4,000円を減額、県支出金1,130万9,000円、減債基金繰入金5億円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円を増額補正しております。

また、臨時財政対策債200万9,000円を増額し、借換債を1億630万円減額し、普通交付税9,326万7,000円を増額補正しております。

主な歳出につきましては、まず、総務費におきまして、消防会館外壁工事等1,050万円、篠栗町東側自由通路整備事業に関する委託料644万7,000円、マッピングシステム変更委託料943万5,000円を追加計上しております。

民生費におきましては、天空会館案内板設置工事に90万1,000円、在宅老人福祉費、障害者自立支援事業費、自立支援医療費給付事業費及び児童福祉費の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還額1,655万6,000円を追加計上し、子育て計画アンケート調査等委託料204万6,000円、保育士等待遇改善臨時特例事業補助金454万3,000円、栗の子保育園フェンス設置工事費98万5,000円を追加計上しております。

衛生費におきましては、成人健康推進費、健診事業費の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還額78万7,000円を追加計上しております。

農林水産業費におきましては、青年就農給付金事業費補助金150万円、尾仲町民農園閉鎖に伴う復旧工事費59万9,000円を追加計上しております。

商工費におきましては、まちいちむらいち全国フェア参加に伴う特別旅費53万

2,000円、桐の木谷バイオマス公衆トイレ設計委託料209万7,000円、若杉楽園ポンプ維持補修工事費154万2,000円、観光協会の独立に伴う観光案内所増設工事費840万円を追加計上しております。

土木費におきましては、道路橋梁総務費として、乙大切通線用地購入費854万1,000円、道路改良費として、山手一の瀧線改良工事に伴う用地費・移転補償等に8,353万9,000円、河川維持補修費として、立花井堰補修工事費等に740万円を追加計上しております。

消防費におきましては、退職報償金が確定したため、消防団員退職報償金を75万1,000円減額し、粕屋南部消防本部の分署整備のための粕屋南部消防本部分担金493万1,000円を追加計上しております。

教育費におきましては、行政区から申請のありましたコミュニティ助成事業におきまして、2点の不採択がございましたので、コミュニティ助成事業補助金を380万円減額補正しております。

公債費につきましては、繰上償還を行うため、償還金利子及び割引料5億8,490万4,000円を追加計上しております。

繰出金におきましては、流域関連公共下水道事業特別会計の流域下水道事業債の増額補正に伴い、公共下水道特別会計繰出金400万円を減額補正しております。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の消防緊急デジタル無線の実施計画に係る粕屋南部消防組合分担金、平成24年地方債元利償還金について債務負担行為を行うものであります。

また、地方債の廃止及び補正につきましては、臨時経済対策事業借換債1億630万円を廃止し、臨時財政対策債の借入限度額を4億8,200万9,000円に変更するものであります。

議案第50号は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本議案は、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び平成24年度の国庫金等の精算に伴う返還金の補正により、歳入歳出それぞれ3,752万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億2,625万4,000円とするものであります。

議案第51号は、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案は、平成24年度保険料滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金の補正によ

り、歳入歳出それぞれ 975万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3億5,854万3,000円とするものであります。

議案第52号は、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本議案は、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計に歳入歳出それぞれ 19万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 8億7,829万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、町債につきまして、下水道事業債を400万円減額しております。

歳出の主なものは、公債費において、平準化債の借り入れの償還期間を30年から20年に短縮したため、元金を67万2,000万円増額し、利子を47万4,000円減額するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

請願1件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君）　報告いたします。

請願2号、受理年月日：平成25年8月28日。件名でございます。少人数学級推進義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。請願者の住所でございます。糟屋郡篠栗町大字和田910の175、請願者の指名でございます、一ノ瀬治茂氏。紹介議員は、飯田浩二議員と村瀬敬太郎議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君）　日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第37号から議案第52号までの16議案と選挙案1件、請願1件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第37号と議案第38号の2議案は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第39号から議案第43号までの5議案と請願1件につきましては、お手元に配付の議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第44号から議案第48号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第49号から議案第52号までの補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、申し合わせにより、決算特別委員会の正・副委員長については、委員長は8番、松田國守議員、副委員長は11番、後藤百合子議員です。

また、予算特別委員会の正・副委員長については、委員長は11番、後藤百合子議員、副委員長は8番、松田國守議員です。

次に、選挙案第1号の糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について

は、本日、本会議終了後の議員全員協議会で協議を行いますので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それから最後に、報告2件については、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第6、議案第37号、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を大塚総務課長に求めます。

大塚総務課長。

○総務課長（大塚哲雄君） それでは、説明いたします。

議案第37号

篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号第423条第3項）の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 : 篠栗町大字尾仲655番地2

氏 名 : 岡 節子

生年月日 : 昭和26年5月17日

平成25年9月9日提出

篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現委員の藤井美枝子氏が、平成25年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

履歴・経歴につきましては裏面に掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 参考までに、毎回ここに出てくるこの固定資産評価委員、

例えば、土地家屋調査士の資格を持っているとか、そういうものを有する者が望ましいとか、もしくは持ってなくちゃいかんというようなことは何もないですかね。

○議長（今泉正敏君） 大塚課長。

○総務課長（大塚哲雄君） 一応、地方税法の中の第423条の3項の規定の中に、当該市町村税の納税義務者である者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちからということの項目がありますので、必ずしも有資格者ということの限定ではございませんので、納税義務がある者ということと、町に対しての区長並びにいろいろな役をされている方の中からの選出ということでさせていただいております。

○議長（今泉正敏君） ほかにございますか。

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第38号、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を引き続き大塚総務課長に求めます。

大塚課長。

○総務課長（大塚哲雄君） 説明いたします。

議案第38号

篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号第423条第3項）の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所： 篠栗町大字若杉376番地110

氏 名 : 松本秀治

生年月日 : 昭和 30 年 10 月 16 日

平成 25 年 9 月 9 日提出

篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

現委員の藤 憲作氏が、平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため
ございます。

履歴・経歴等につきましては裏面のほうに掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 10 時 30 分